

答 申 第 66 号
平成 16 年 8 月 4 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成 16 年 7 月 30 日付け諮問第 56 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

- 1 当審議会は、既に、平成 15 年 12 月 22 日付け答申第 52 号により、各種の申請・届出(申込)手続をオンライン化する電子申請システムに有用性が認められること、電子申請システムにおいて個人情報が慎重に取り扱われていることから、オンライン結合による提供の制限の例外を認めています。
- 2 電子申請システムにおいて、電子認証制度を利用して、申請者から県に申請書等を送信する場合や県から申請者に決定書等を送信する場合には、電子文書が県及び申請者本人によって送信されたこと、電子文書が送信途中で改ざんされていないことが証明され、電子文書の信頼性が高まるようになることから、電子認証制度を利用した電子申請システムには、有用性が認められます。
- 3 電子認証制度を利用した電子申請システムは、厳格な本人確認が実施された後、電子証明書の交付を受けること、その他上記答申第 52 号と同様に個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められます。